

議会運営委員会会議録

令和5年3月3日（金）

（開 会） 13：43

（閉 会） 14：06

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 人事議案の説明、質疑
 - (1) 議案第33号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めること
 - (2) 議案第34号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
 - (3) 議案第35号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - (4) 議案第36～39号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 2 議案に対する質疑通告について
 - ・議案第5号、8号、14号、17号、19号（川上議員）
- 3 意見書案の取り扱いについて
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書（案）
 - (2) 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書（案）
 - (3) 学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書（案）
 - (4) 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書（案）
- 4 飯塚市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 5 地方自治法第100条第5項に基づく記録提出拒否についての声明要求について
- 6 会期日程の変更について

○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「人事議案」について、執行部に説明を求めます。

○市長職務代理者 久世副市長

今回、提案させていただきます議案第33号から議案第39号までの人事議案7件について、ご説明いたします。

議案第33号につきましては、令和5年3月31日付けをもって任期満了となります教育委員会教育長として、武井 政一氏を、引き続き、同教育長として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第34号につきましては、令和5年5月16日付けをもって任期満了となります教育委員会委員として、高石 双樹氏を、引き続き、同委員として任命したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第35号につきましては、令和5年5月26日付けをもって任期満了となります公平委員会委員として、藤岡 孝司氏を、新たに、同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第36号から議案第39号までの4件につきましては、令和5年6月30日付

けをもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、提案するものであります。

議案第36号から議案第39号までは、白神 郁子氏、小出 康子氏、手島 久子氏、山本 富美恵氏を、引き続き、同委員の候補者として、推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。

以上、人事議案7件を提案したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「人事議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま市長職務代理者から説明がありました、議案第33号から39号までの7件につきましては、定例会最終日、3月17日の日程1番目、委員長報告、質疑、討論、採決の後に上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略して、採決の方法は起立採決としていただいております。

ご審議方、よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「人事議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議案に対する質疑通告」について、事務局から報告させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第5号、8号、14号、17号及び19号について、川上議員より質疑通告がっておりますので、ご報告いたします。以上です

○委員長

「議案に対する質疑通告」については、ご了承願います。

次に、「意見書の取り扱い」について、「新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書(案)」及び「認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書(案)」、以上2件について、提出者から補足説明があれば、お願いたします。

○守光委員

どうもお疲れさまです。今回、2つの意見書を提出させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書でありますけれども、これは今、感染症に関しましては、大分、落ち着いてはきていますけど、まだ感染の危険性はあります。その中で、今、1番、後遺症で苦しんでいらっしゃる方が多くおられますので、その対策をしっかり国のほうでしていただきたいという意見書であります。

また、認知症に関しては、この案文のとおりでありますので、御賛同のほどよろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書（案）」及び「建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書（案）」、以上2件について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。まず、学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書案につきましては、この間の急激な物価高騰、また、子どもの貧困の進行状況を考慮して、国が措置をすることが特別に求められる情勢になっていること。また、昨年の臨交金を活用した対策において、学校給食費無償化の財源とすることがメニューに挙げられていることなどを考慮してみれば、国がこの方向性について否定的ではないということも見えてきておりますので、この際、地方からですね、背中を押すという意味合いで、意見書を採択してもらいたいという提案です。

それから、建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書案につきましては、内容は5項目となっています。アスベスト建材製造企業による補償を措置し、被害者の救済を図ること。2として、給付金の対象について拡大し、必要な措置を行うこと。3として、調査・除去費用の助成制度を拡充すること。これについては、特に建設業者の皆さんが訴えているのは、施主にこの負担が行くことによってですね、なかなか事業が進まないということにもなりかねないということでした。それから4点目としては、地方公共団体における監視体制に対する財政支援を国として行うということ。また、5としては、アスベストの健康被害、アスベスト関連法改正の周知徹底を図ること。この5点であります。一部、見直して、「てにをは」を見直すところがあるかと思いますが、それについては、また後ほどご相談したいと思います。以上で発言を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました意見書案4件につきましては、各会派に持ち帰っていただきまして、それぞれの賛否を3月15日、水曜日、午後5時までに、議会事務局に報告していただきますようお願いいたします。

次に、「飯塚市議会の個人情報保護に関する条例の制定について」2月15日以降、各会派でご検討いただいたと思いますので、本日はその結果をご報告いただきたいと思います。条例案について、修正すべき点などがございましたでしょうか。

○川上委員

修正じゃないんだけど、意見を述べる場はここですかね。後で述べられますか。私は、修正はないかということでしたけども、そもそも国の法改正がレベルの低いほうに行く流れだと、私は思います。それに合わせる形で、この飯塚市議会の個人情報保護に関する条例を制定する必要はないという立場です。意見を述べておきたいと思います。

○委員長

ほかに条例案について、修正すべき点等はありませんか。

（ な し ）

ないようでございますので、飯塚市議会の個人情報保護に関する条例については、この内容で――

暫時休憩いたします。

休 憩 13：53

再 開 14：00

委員会を再開いたします。

飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、川上委員が反対のようでございますので、条例の制定については、議決が必要となりますので、取り扱いについて事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例」の取り扱いにつきましては、「議員提出議案第1号」として、本会議最終日に、議会運営委員長を提出者とし、賛成する他の議会運営委員を賛成者として提案していただきまして、提案理由説明、質疑の後に、委員会付託を省略して、本会議即決としていただいております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例」の扱いは、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「地方自治法第100条第5項に基づく記録提出拒否についての声明要求」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会におきまして、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて調査を行っておりますが、2月9日に開催されました同委員会におきまして、飯塚市長 片峯 誠氏に対し、地方自治法第100条第1項の規定により「2社の相見積り」について、記録の提出を請求しましたところ、2月14日付で市長から議長に対し、記録の提出は承認できないものとして、同条第4項の規定に基づき、その理由を疎明する旨の文書が提出されました。

これを受けまして、2月27日に開催されました同特別委員会におきまして、その疎明には理由がないと認め、地方自治法第100条第5項の規定により、この記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することを決定し、同日付けで、特別委員長から議長あてに声明要求書が提出されております。

地方自治法第100条第5項におきまして、「議会が前項の規定による疎明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。」と規定されておりますことから、飯塚市長に対して記録提出拒否についての声明を要求するためには、議会の議決が必要となります。

したがって、これを3月6日、月曜日の本会議におきまして、議案に対する質疑、委員会付託の後に、地方自治法第100条第5項に基づく記録提出拒否についての声明要求を議題とし、お諮りいただいております。

また、採決において賛否を表明していただくためには、同委員会の調査の概要を把握していただく必要がありますことから、これに先立って「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の中間報告、質疑」を議題として、行っていただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この地方自治法第100条第5項に基づく声明の要求書にもかかわらず、市長がこれを拒否

する場合、記録の提出をするということになるかと思うけど、それについては、何によって規定がありますか。

○議会事務局次長

ただいま委員のご質問につきましては、同じく地方自治法第100条の第6項に「当該官公署が前項の規定による声明を受けた日から20日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。」というふうに規定がされております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「地方自治法第100条第5項に基づく記録提出拒否についての声明要求」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期日程の変更について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「令和5年第2回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。

会議予定でございますが、太枠で囲っております箇所、3月6日、月曜日の3番目に、ただいまご審議いただきました「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の中間報告、質疑」を、4番目に「地方自治法第100条第5項に基づく記録提出拒否についての声明要求」を追加し、議題としていただいております。

また、先ほど、「飯塚市議会の個人情報保護に関する条例」を最終日に提出することで調整がなされましたので、変更案には記載が間に合っておりませんが、本会議最終日、3月17日の3番目に、先ほどご審議いただきました、議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決を追加するものでございます。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期日程の変更について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は3月17日、金曜日、最終日の本会議開会前、午前9時30分から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。